

(8) わなによりツキノワグマ、ヒグマ及び狩猟鳥類を捕獲する方法。

※ツキノワグマが出没する地域では、錯誤捕獲を招くことが無いよう、わなの形状や設置方法等にご注意ください。

(9) かすみ網、おし、とらばさみ、つりばり、とりもち、矢又はキジ笛などを使用する方法。

(10) 輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわなを使用する方法。また、イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合にあっては、これらに加えて、よりもどしが装着されていないくくりわな、ワイヤの直径が4センチメートル未満であるくくりわなを使用する方法。（ただし、洲本市、南あわじ市、淡路市については、ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用することができます。）

(11) ヤマドリ及びキジを捕獲するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法。

(12) 同時に31以上のわなを使用する方法。

(13) 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法。

●標識の添付

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

第62条第3項に規定する標識を付けない網又はわなを使用する方法。

8. 狩猟者の皆さんは、**狩猟者記章を胸部又は帽子につけ、狩猟者登録証の携帯及び提示が義務づけられています**ので、警察官、土地の所有者、鳥獣保護管理員、県の職員などから請求があったときは、狩猟者登録証を提示してください。

9. 狩猟の期間が満了した日から30日以内に狩猟者登録証の裏面の報告事項を記載の上、交付を受けた行政庁に返納してください。提出がないときは狩猟免許の停止処分又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

10. 捕獲した鳥獣は、持ち帰るか、又は、埋設するなど適切に処理してください。